

運 営 委 員 会 規 程

令和 8 年 7 月 7 日制定
一般社団法人建設 R X コンソーシアム

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人建設 R X コンソーシアム（以下「本会」という。）に設置する運営委員会（以下「本委員会」という。）について、委員会規程（総則）の定めるところに基づき、本委員会の役割、構成、運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(役 割)

第 2 条 本委員会は、本会定款第 4 条に定める目的および第 5 条に定める事業の円滑な遂行に資するため、主として次に掲げる事項を行うものとする。

1. 会員間の連絡および情報共有
 2. 本会の活動状況に関する報告および意見聴取
 3. 技術的事項その他本会の事業に関する意見交換
 4. 前各号に付随する事項
- 2 本委員会は、理事会または他の委員会に対する意思決定又は承認を行う機関ではなく、協議および意見交換を主たる役割とする。

(構 成)

第 3 条 本委員会は、会員規程第 3 条第 4 項に定める運営委員をもって構成する。

- 2 前項にかかわらず、必要があると認められる場合には、正会員は、本委員会の委員長の承認を得て、技術的又は専門的知見を有する自己の役員又は従業員をオブザーバーとして本委員会に出席させることができる。
- 3 協力会員および特別会員は、本会の活動状況に関する情報共有を目的として、本委員会に出席することができる。
- 4 分科会が設置されている場合には、当該分科会の主査は、運営委員会に出席し、分科会活動の進捗状況および成果について説明を行うことができる。

(委員長等)

第 4 条 本委員会の委員長および副委員長の選任、職務その他の取扱いについては、委員会規程（総則）第 7 条の定めによる。

(開 催)

第5条 本委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。

2 本委員会は、原則として、毎事業年度に6回以上開催するものとする。

(運営方法)

第6条 本委員会の議事の進行、議事録の取扱いその他運営に関する事項については、この
規程に定めるもののほか、委員会規程（総則）および理事会の決議によるものとする。

(規程の変更)

第7条 この規程は、定款第43条および委員会規程（総則）第10条の規定に基づき、理
事会の決議により変更することができる。

(補 則)

第8条 この規程に定めのない事項については、定款、委員会規程（総則）および関係法令
の定めるところによる。